

農業経営に関するお困りごとを解決します

一般社団法人東京都農業会議に農業経営の
相談窓口を開設しました。



農業経営に関わる相談に、専門相談員等が 対応します!!

相談者の要件

- 都内にて農業経営を行っている農業者
(法人を含む)
- 新たに農業参入を希望する企業等の法人
- 都内で農業関係の就職を希望する者

登録している専門家

- 弁護士
- 公認会計士
- 税理士
- 社会保険労務士
- 司法書士
- 行政書士
- 中小企業診断士
- 不動産鑑定士

具体的な相談内容 (主な内容)

経営の状況を把握して
規模拡大に繋げたい

農地を借り入れて農業
部門を立ち上げたい

後継者への経営移譲の
手続きを知りたい

法人化のメリット・
デメリットを理解した
上で検討したい

農業をする人材を
募集したい

農業法人で働きたい

- 労務・雇用・税務等の経営管理
- 農業経営の継承
- 農業経営の法人化
- 法人の農業参入
- 雇用を希望する農業経営者・法人からの求人の相談
- 農業関係の求職の相談

主な相談内容や相談者の要件、問い合わせ先は裏面に ⇒

事業イメージ

相談者



一般社団法人
東京都農業会議



専門相談員

東京都農業会議職員が相談を受け、必要に応じて専門相談員とのマッチングを行います。
相談内容によって関係機関（東京都など）と情報共有し連携します。

留意事項

- ① 相談は、下記に記載の電話番号・FAX 番号・メールアドレス・ホームページ内の問い合わせフォームからお申し込みください。
- ② 1回の相談時間は、120分を限度とします。
- ③ 1年度につき、1経営体あたり2相談事項までとし、各項目について各々3回を限度とします。法人関係の相談の場合、回数制限はありません。
- ④ 専門相談員への相談事項以外の相談はできません。
- ⑤ オンライン（WEB 会議システム等）による相談も可能です。
- ⑥ 本窓口は東京都からの委託により開設しています。相談で得た情報は、東京都の農業行政における企画立案、農業の普及指導等において使用する場合があります（**個人情報**は目的以外には使用せず、許可なく第三者に提供することはありません）。
- ⑦ この窓口は、東京都の委託を受け農業経営基盤強化促進法11条の11に定められた農業経営・就農支援センターの業務を担うものです。

開設場所・連絡先

住所：〒151-0053
東京都渋谷区代々木3-25-3
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階
一般社団法人東京都農業会議 業務部

開設時間

9:00 ~ 17:00

ホームページ内のお問い合わせフォームか
下記に記載の電話・FAX からご連絡ください。
TEL:03-3370-7146 FAX:03-3379-7627

<http://keieisoudanmadoguchi.tokyo/>



QR コードはこちら